明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務三八）　一
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（同三九）　七
○危険物の規制に関する規則及び危険物の試験及び性状に関する省令の一部を改正する省令（同四〇）　八
〔告　示〕
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（総務一三五）　一四
○航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件を廃止する件（同一三六）　一五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学五五、五六）　一七
〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十五日

総務大臣　高市　早苗